

美しい多摩川フォーラム規約

(名称)

第1条 この会は、美しい多摩川フォーラム(以下、「フォーラム」という。)と称する。英文呼称を Forum for the Beautiful Tama River とする。略称を多摩川フォーラムとする。

(目的)

第2条 フォーラムは、多摩川を美しい多摩づくり運動のシンボルに掲げ、健全な水環境の保全・創造、教育による文化の継承・発展、及び地域経済の活性化等を推進する総合的な取り組みを通じて、豊かな自然と文化を次代に継承するとともに、人々が交流し、生きがいを持って自立して暮らすことができる地域の形成を目指す。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美しい多摩川100年プラン(以下、「100年プラン」という。)の策定、推進及び見直し
- (2) 策定された100年プランに基づく事業のうち、フォーラムが実施すべき事業
- (3) フォーラムに参加する多摩圏民(個人)、事業者、各種団体、各種教育研究機関、及び行政機関等における連携・協働の推進
- (4) 自発的、主体的な多摩圏民活動の促進のための支援
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 フォーラムの会員は、第2条の目的に賛同して入会した個人、法人、団体、及び行政機関とする。

- 2 会員は、フォーラム内に設置される活動部会に、自由に参加することができる。
- 3 会員は、フォーラムの事業運営等に関し運営委員会に対して説明を求め、または意見を述べることができる。
- 4 入会及び退会の手続きは、別途定める書面をもって会長に対して行うものとする。

(会費等)

第5条 個人会員にあつては年額1口1,000円(1口以上)、法人及び団体の会員にあつては年額1口3,000円(1口以上)、行政機関の会員にあつては年額1口10,000円(1口以上)の会費を納めるものとする。

- 2 既に納められた会費は、原則として返還しない。
- 3 国等の行政機関の会員にあつては、第1項の規定にかかわらず、フォーラムが実施する事業への協賛又は現物提供等により、会費相当額以上の経費負担等を行うことで、会費の納付に代えることができるものとする。
- 4 運営委員会は、会費の負担が困難であると認められる会員について、会費負担の猶予または減免を決定することができる。

(退会処分)

第6条 会費を1か年以上滞納した会員については、運営委員会の議決を経て、その者が退会したものとして処理することができる。

(役員)

第7条 フォーラムに次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 運営委員(行政) 20名以上30名以内
(民間) 20名以上30名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 運営委員及び監事は、会員の中から総会で選出する。
 - 3 会長は、運営委員の互選により選任する。
 - 4 副会長は、運営委員の中から会長が指名する。
 - 5 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 6 異動等の事由により、役員が欠けた場合、会長は第2項の規定にかかわらず、補欠する役員を選任することができる。なお、補欠期間の任期は前任者の残任期間とする。
 - 7 役員は無報酬とする。

(役員の仕事等)

第8条 会長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、第12条に定める職務を行う。
- 4 監事は、フォーラムの会計及び会務執行を監査する。

(顧問)

第9条 フォーラムに顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、フォーラムの運営等に関して助言を行う。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(アドバイザー)

第10条 フォーラムにアドバイザーをおくことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、フォーラムの運営等に関して専門的な立場から助言を行う。
- 4 アドバイザーは、無報酬とする。

(名誉会長)

第11条 フォーラムに名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、フォーラムの運営等に関して大局的な見地から助言を行う。
- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、規約の改廃、予算及び事業計画、決算及び事業実績、役員の選任、並びに100年プランの承認及び見直し等、重要な事項について議決を行う。

- 2 総会の議事は、出席者の2分の1以上の同意を得て決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 総会の議長は、会長が行う。
- 4 通常総会は毎年1回開催する。
- 5 会長は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、総会で議決した事項及び会長が必要と認めた事項を実施する。

- 2 運営委員会は、総会に付議すべき事項について、協議・決定する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ会長が召集し、出席運営委員数(委任状による代理出席者を含む)に書面議決書提出の欠席運営委員数を加えた数が、運営委員総数の半数を超えることにより成立する。
- 4 運営委員会の議事は、出席運営委員数(委任状による代理出席者を含む)に書面議決書提出の欠席運営委員数を加えた数の2分の1以上の同意を得て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長がやむを得ないと認めた場合は、委任状により代理人を出席させることができる。
- 6 会長が緊急やむを得ないと認めた場合は、第3項の規定にかかわらず、文書の持ち回りによる決裁を行うことができる。
- 7 運営委員会の議長は、会長が行う。
- 8 運営委員会は、協議に必要な会員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(活動部会)

第14条 運営委員会は、必要に応じ活動部会を設置するものとする。

- 2 活動部会に部会長及び副部会長をおく。
- 3 部会長は、運営委員の中から会長が指名する。
- 4 副部会長は、会員の中から会長が指名する。
- 5 部会長は活動部会の事務を掌理し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の職務を代行する。
- 6 活動部会は、100年プランについての検討、推進及び見直し、並びに運営委員会から付託された事項についての協議のほか、第3条第1項第2号に基づき実施する事業の企画及び運営等を行う。
- 7 その他、活動部会の運営上必要な事項は、運営委員会において決定する。

(会計)

第15条 フォーラムの事業活動に要する経費は、会費、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。

- 2 フォーラムの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の設置場所については、青梅市の青梅信用金庫地域貢献部内とする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関して必要な事項は運営委員会の議決を得て会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成19年(2007年)7月21日から施行する。
- 2 フォーラムの設立当初の役員は、次に掲げる者とし、役員の任期は、第7条第5項の規定にかかわらず、設立の日から平成21年(2009年)度開催される通常総会までとする。

(附則)

1 この規約は、平成21年(2009年)5月9日に一部改正。

(附則)

1 この規約は、平成23年(2011年)5月21日に一部改正。

(附則)

1 この規約は、平成26年(2014年)5月25日に一部改正。

(附則)

1 この規約は、平成30年(2018年)5月26日に一部改正。